り ん ど う　デイサービスセンター　重要事項説明書

【指定通所介護事業所及び第１号通所（通所介護相当サービス）事業所 】

当施設は介護保険の指定を受けています。
（静岡市指定　　第２２７４２０１９５９号）

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目　次

１．事業者
２．事業所の概要
３．事業の目的と運営方針
４．職員の配置状況
５．サービス内容
６．料金
７．サービスの利用方法
８．苦情の受付

１．　事業者

（１）　法人名　　社会福祉法人　わらしな福祉会
（２）　法人所在地　　静岡県静岡市葵区水見色３６０番地
（３）　電話番号　　054－270－1236
（４）　代表者氏名　　理事長　白須　豊
（５）　設立年月日　　平成４年　５月　１日

２．　事業所の概要

（１）　事業所の種類　・・・・・指定通所介護事業所及び第１号通所（通所介護相当サービス）事業所
（２）　事業所の名称　・・・・・りんどう　デイサービスセンター
（３）　施設の所在地　・・・・・・・静岡市葵区水見色 360 番地
（４）　電話番号　・・・・・・・・・・054－270－1236
（５）　施設長名　・・・・・・・・・・秋山喜代治
（６）　開設年月日　・・・・・・・・・平成 17 年 9 月 15 日
（７）　通常の事業の実施地域　・・・静岡市
（８）　営業日及びサービス提供時間・日曜日以外の毎日午前 9：30～午後 3：45
（９）　利用定員　・・・・・・・・・・20 人

３．　事業の目的と運営方針

事業の目的　　要介護・要支援及び事業対象者に対し、適正な通所介護を提供する。

運営の方針　　利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

４．　職員の配置状況

職　種	員　数	勤務体制	業 務 内 容
管　理　者	１名	常勤兼務	職員等の管理及び業務の管理。
生活相談員	１名以上	常勤専従	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、各機関と連携して必要な役割を果たす。
看 護 職 員	１名以上	常勤兼務	健康チェック等を行い利用者の健康状態を的確に把握するとともに、必要な処置を行う。
介 護 職 員	１名以上 ２名以上	常勤専従 常勤兼務	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
機能訓練指導員	１名以上	常勤兼務	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行うものとする。
管理栄養士	１名以上	常勤兼務	利用者の栄養管理をおこなう。

5．　サービス内容

（1）共通的サービス

①送迎	障害の程度又は地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車輌により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動の介助を行う。
②食事	利用者に適正な食事の提供を行う。 また、食事の準備、後始末、食事摂取の介助やその他必要な食事の介助を行う。
③入浴	居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。また、衣類着脱や身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な介助を行う。
④健康チェック	利用時、ご利用者の体温、血圧、脈拍測定や、健康状態をチェックする。
⑤生活相談	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
⑥レクリエーション	創作活動、誕生日会、季節ごとの外出行事を提供します。
⑦介護全般	利用時、ご利用者に応じた生活援助を行います。
⑧機能訓練	利用者に応じた、機能の減退を防ぐ訓練を行います。

（2）加算対象サービス

①運動器機能向上	日常生活を維持・改善することを目的として、必要プログラムを提供し、ご自身による改善方法の習得や運動方法の定着を目標としています。
②個別機能訓練	機能訓練指導員（看護師）により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画書を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
③入浴介助加算	利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のための見守り的な援助であり、極力利用者自身の力で入浴できるように、必要に応じて介助、転倒予防のための声がけ、気分の確認などを行う。
④処遇改善加算	介護職員の処遇改善の為に「キャリアパス」と呼ばれる雇用条件や資質向上の対応を行っている場合の加算。

６．　料金

（１）利用料金

介護区分	通常規模型　　提供時間６時間以上７時間未満
事業対象者	１６７２単位/月
要支援１	１６７２単位/月
要支援２	３４２８単位/月
要介護１	５８１単位/日
要介護２	６８６単位/日
要介護３	７９２単位/日
要介護４	８９７単位/日
要介護５	１００３単位/日

要支援については、一ヶ月での料金、要介護につきましては１回ごとの料金になります。

一単位＝10.27 円　　端数は切り捨てとなります。

（２）介護給付加算及び、食事代・その他

《事業対象者・要支援・要介護》

入浴加算Ⅰ	４０単位/回
個別機能訓練加算Ⅰ	５６単位/日
処遇改善加算Ⅲ	算定される総単位数の８％（100 の 8）に相当する単位数を加算
通所介護送迎減算	－４７単位（片道）家族送迎時
サービス提供体制加算Ⅰ１	事業対象者・要支援１　８８単位
サービス提供体制加算Ⅰ２	要支援２　１７６単位
サービス提供体制加算Ⅰ	２２単位
＊昼食代	６７５円/回　おやつ代含む
＊その他	必要時　　全額自己負担

※印は、介護保険の給付対象外の為、昼食代及び、オムツ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝにかかる費用は自己負担となります。

1 単位=10.27 円　端数は切捨てとなります。

自己負担については所得に応じ負担割合が変わります。（１割～３割負担）＊介護保険負担割合証をご確認下さい。

（3）利用料金のお支払い方法

毎月末に締め、翌２０日までに、請求書をお送りさせていただき、各金融機関において、利用者ご本人名義口座から自動引き落としをさせていただきます。

【引き落とし日・毎月 27 日】　領収証の発行は、引落し確認以降となります。

7．　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

被要介護認定者の利用希望に基づき、居宅介護支援事業所からのサービス計画に位置付けられた後、契約を締結し、利用開始となります。

（2）利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

8.その他の重要事項

（1）非常災害対策

「わらしな福祉会消防計画」に基づき定期的な防災訓練（避難・通報・炊き出し）、救急講習を行います。各種訓練の実施、消防署の指導等を通して、職員、利用者の防災意識を高めることとします。

更に、防災設備関係業者に委託を行い、自動火災報知機・スプリンクラー・誘導灯などの設備器具の定期点検を実施します。また、必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。

（2）虐待防止と身体拘束廃止

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。施設虐待防止の委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。

（3）感染症の予防・発生時の対応

当施設では、感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

（4）第三者評価

社会福祉事業の経営者の提供サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

第三者評価は実施しておりません。

９．　苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口・・・・・　担当者　：　仲野　彰（生活相談員）

・受付時間・・・・・・・　随時

（２）行政機関その他苦情受付機関

・ 静岡県福祉サービス運営適正委員会

静岡市葵区駿府町1－70(県総合社会福祉会館内)

TEL054－653－0840　FAX054－653－0840

・ 静岡県国保連合会苦情相談窓口

静岡市葵区春日2丁目4－34

TEL （054)253－5590

・静岡市役所　介護保険課

静岡市葵区追手町５番１号

TEL（054）221－1377　FAX（054）221－1298

・各指定居宅介護支援事業所

指定通所介護サービス 及び 通所介護相当サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

りんどう　デイサービスセンター
説明者職名　　生活相談員

氏　　名　　仲野　　彰　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

契　約　者
氏　　名　　印

利　用　者
氏　　名　　印